

全設健発第1659号
令和 3年11月 1日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

健康保険法等の一部制度改正について(お知らせ)

謹啓 晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当健康保険組合の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 1 日から施行実施されます健康保険法に関する制度改正について下記のようにとりまとめましたので、事務担当者及び被保険者各位にご周知いただくようお願い申し上げます。

謹白

記

1.任意継続被保険者制度の一部改正について

資格喪失事由に「任意継続被保険者からの申出」が追加されます。令和 4 年 1 月 1 日以降、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出が受理された日の翌月 1 日に、任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。

なお、申出には「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出してください。申出書は当組合ホームページよりダウンロードしてください。(令和 3 年 12 月下旬掲載予定)

【お問い合わせ先】 第一業務部適用課 03-3404-7344

2.傷病手当金の支給期間の通算について

現行制度の支給期間は同一傷病について支給開始日から起算して1年6カ月を超えない期間としていますが、令和4年1月1日より治療と就労の両立の観点から、より柔軟な所得保障を行うことを目的として、支給開始日から通算して1年6カ月に達するまで傷病手当金が支給されることになりました。

現 行 制 度

支給開始から1年6カ月を超えない期間まで支給
(1年6カ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給)

← 1年6カ月 →					
出 勤	欠 勤	出 勤	欠 勤	出 勤	欠 勤
不支給	支 給	不支給	支 給	不支給	不支給
	治療期間		治療期間		治療期間



支給開始から1年6カ月以降は不支給

改 正 制 度

支給開始日から通算して1年6カ月まで支給(通算される期限の限度はない)

← 1年6カ月 →					
出 勤	欠 勤	出 勤	欠 勤	出 勤	欠 勤
不支給	支 給	不支給	支 給	不支給	支 給
	治療期間		治療期間		治療期間

通算1年6カ月



支給開始から通算1年6カ月まで支給

※経過措置として、施行日の前日において支給を始めた日から起算して1年6カ月を経過していない傷病手当金について、改正後の規定を適用することから、令和4年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある方(令和2年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した方)については、就労等に伴い不支給となった期間がある場合、その期間を延長して傷病手当金が受給できます。

3.出産育児一時金等の産科医療補償制度における掛金の変更について

産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日の出産より現行制度の16,000円から12,000円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金等が現行制度404,000円から408,000円になります。

また、退院時に交付される明細書等への所定の印(スタンプ)の押印廃止により、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言を印字等により明記されます。

	現 行 制 度	改 正 制 度
出 産 日	令和3年12月31日まで	令和4年1月1日より
出 産 育 児 一 時 金	404, 000円	408, 000円
産科医療補償制度掛金	16, 000円	12, 000円
法 定 給 付 合 計	420, 000円	420, 000円

【お問い合わせ先】 第二業務部給付課 03-3404-7344

【組合ホームページアドレス】 <http://www.sekkei-kenpo.org/>